

## 第四十三回

## 参議院農林水産委員会議録第二十一号

(二二二)

昭和三十八年三月二十二日(金曜日)

午前十時二十二分開会

委員の異動

三月二十日

辞任

北條 勝八君

補欠選任

白木義一郎君

北條 勝八君

白木義一郎君

北條 勝八君

出席者は左の通り。

委員長

櫻井 志郎君

理事

青田源太郎君

仲原 善一君

北條 勝八君

森 八三一君

委員

井川 伊平君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

梶原 茂嘉君

木島 義夫君

中野 文門君

藤野 繁雄君

山崎 齊君

大河原一次君

天田 勝正君

○委員長(櫻井志郎君)　ただいまから委員会を開きます。

○委員の異動について御報告いたしました。三月二十日付をもって、北條勝八君が、選任され、その補欠として、北條勝八君が、選任されました。

○委員長(櫻井志郎君)　右の異動により、理事一名が欠けることになりましたので、委員長は、前例に従い、理事に北條勝八君を指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

農林省農地局長 任田 新治君  
事務局側 常任委員 会専門員 安樂城敏男君

説明員 農林省農林経済局金融課長 立川 基君

農林省農地局管 大河原太一郎君  
理部農地課長

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件。

○農業漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井志郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

いうようにお考えになるのか。これでは、そういう点からも考えますと、やはり、農業金融については、指導金融の立場から、できる限り一元的な取り扱いをするのが好ましいという、私は考へる前提に立つておるから、そういうお尋ねをいたすわけであります。

申しますと、そこまではつきり表現することはいかがかとは思いますが、たる農家が、農業經營近代化のために要する資金については、農業改良普及なりその他の指導者の意見も聞きまして、その事業が適切であるという認定に立つて使用される資金というものを、農業協同組合へ申し込んだところ

○政府委員(松岡亮君)　ただいまのお尋ねの点につきましては、先般来、各委員から非常に詳細に、かつ強い御意見のありました点でございますが、今お話をありましたように、系列的なあるはでできるだけ一元的と申しますにつきまして、近代化資金の問題でお尋ねをし、引き続いて、公庫法の一部改正につきまして、数点のお尋ねをいたしたいと思います。

申しますが、たる農家が、農業經營近代化のために要する資金については、農業改良普及なりその他の指導者の意見も聞きまして、その事業が適切であるという認定に立つて使用される資金というものを、農業協同組合へ申し込んだところ

○森八三一君　最初に、先般質疑をいたしましたし、同僚の諸君からも、相当詳細にわたつての質疑が、すでに行なわれておりますので、二、三の点につきまして、近代化資金の問題でお尋ねをし、引き続いて、公庫法の一部改正につきまして、数点のお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、農業近代化資金の問題で二、三お尋ねいたしたいと思ひます。その一点は、各委員から、しばしばお尋ねがありまして、政府としても、さらに十分研究考慮を払つて、統一した見解を表明するというお話であります。それが、そのことは別として、もし、今度の改正の結果が、本筋であります農業協同組合系統機関の金融といふものと、新たに登場をしてくる銀行その他金融といふものとが並列されるということになりますると、融資の場合に、個々の農家が、ときによりますと、その持つておる信用力を二重に評価せられるという結果が考えられるのではないかという心配を持つのであります。改正是ものとお話しで運営して参りたい、かよう考へておる

○森八三一君　お尋ねする必要はございませんが、局長のお話の今度の制度の改正につきましては、どこまでも現行法と申しますが、農業協同組合の申込みが行なわれるというようになつていくのだ、実質的にはそういうことになるのだと、こう理解してよろしくいかどうか。

○政府委員(松岡亮君)　ただいまお話をありましたように、最も典型的な場合は、組合員でない場合、またいろいろな關係で拒否されるというような事態におきまして、他の金融機関がそれを補つて農業協同組合が足らざる場合、十分に機能を發揮し得ない場合、組合員でないという農家があつて、農業協同組合の機能が及び得ないといふと、その運用上は考えていくというお話しで運営して参りたい、かよう考へておる

○森八三一君　その次に一つお尋ねいたしたい点は、これは信用基金協会のこととあります。保証に対する依存率

○委員長(櫻井志郎君)　右の異動により、理事一名が欠けることになりましたので、委員長は、前例に従い、理事に北條勝八君を指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

改正是ものとお話しで運営して参りたい、かよう考へておる

の問題ですが、実績はかなり低いところに出てきているようではあります

が、予算的には三十六年度も三十七年度も九〇%まで考慮が払われてきていたと思います。ところが、昭和三十八

年度の予算では、これが八〇%に切り下げられてきているというように、私は承知をいたしているのであります

が、もしそうだといたしますれば、これは非常に好ましからざる結果が生ま

れる危険を感じるのであります。とい

うのは、現にそれ以上に実施をしてい

る都道府県もあるわけでありますので、八〇%で頭打ちにしてしまって、

その超過部分につきましては、県単位

で考えるか、しからずんば関係をして

いる農業協同組合等の自ま

かないで考えなければならないという

問題が起きると思うのであります。こ

の点は一体どういうことで措置される

のか、その点をお尋ねいたしたい。

○政府委員(松岡亮君) ただいま御指

摘がありましたように、来年度予算の

面におきまして、従来九割まで積算し

ておりました保証依存度を、八割とし

て積算した次第でございますが、これは

実績が今お話しのありましたように六

割程度であるということから予算の積

算といたしましては八割程度を見込

んで、こういう次第でございまして、も

ちろん県によっては実績において八割以上の保証をしておるということもあるかと思いますが、それはともかくいたしまして、実際の運営におきましては、必ずしも八割にとどめるということ

とのないように今後運営上十分検討して参りたい、かように考えるものでござります。

○森八三一君

そうしますと、予算と

しては八割で一応組んである、それ

は、過去の実績等から勘案いたしま

して、財務当局との折衝の過程において、そうせざるを得なかつたというこ

とであったと思いますが、過去における融資はどちらかといつて制度の発足

早々であつたために小型な動力耕転機

を買うとか、きわめて個人的な融資が

私は多かつたと思うのです。少なくとも私の県なんかにおきましては、ある

いは私が各地を回つて聞いたところでは、そういうものが大部分だ。しか

し、だんだんこの制度も軌道に乗つて

参りましたし、一面農業基本法に関連する諸施策というのも地についてお

るというような傾向に向かつてきてお

るわけありますので、将来は協業等

を中心とする相当大規模の徹底をした

融資というものが出てくる。こうなりますと、過去の実績とは違つた形態が

出てくる。むしろ九〇%を近くまで上昇をしてくるのが私は姿であると思うのです。その場合に過去の実績からた

だ査定をしてしまったということでお

りませんが十分に徹底をしてないのでは

ないか、そういううらみを持ってくる

というようになります。そこでお話しの

ように、予算としては

いかない、そういうふうに思つてあります。

近代化資金のことにつきましては、

その実態に即応して、これは実績です

かなら九〇%までいっておるところは

九〇%まで考える、こういうことにな

るのだ、もしされで、八〇%で各府県

の実績というものを調べた結果が正予算等において考慮されるのだ、これが過去の実績を招來した場合には、当然それは補

正予算等において考慮されるのだ、これを理解してよろしいかどうか。

○政府委員(松岡亮君) おおむね御指

摘のとおりでございますが、これを八〇%でどの府県も押えて、こういうよううな考え方でなくして、八〇%以上

の依存度が高まるておる、今御指摘のありましたが、確かに大きな機械等が現に入るようになります。

れば、保証依存度は高まると考えられ

ますので、そういうことのないように

運営して参りたい。で、今後の予算編

成の面におきましても、この八〇%と

いうことには必ずしもとらわれないで折衝をするようにいたしたいと思います。

○森八三一君 今のお答えで私も十分

了解いたしました。もちろん九〇%以上は、これはまたお持ちになると思

ますけれども、必ずしも八〇%という

予算の策定の数字にこだわって運営す

ることに起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業というものは非常に大き

いというような関係にあることを、「一体

何に起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業として、これで

何に起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業というものは非常に大き

いというような関係にあることを、「一体

何に起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業として、これで

何に起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業として、これで

何に起因するとお考えになるのか。農

業構造改善事業として、これで

ります。先日も渡辺委員から多少のことについての御質問があつたわけであります。構造改善の仕事は、これ

と同時に資源開拓費をも相当ございますので、一

度ここで私の質問は中止しまして、近

づけるために最善を尽くさなければなら

ぬと思いまするし、政府も画期的な補助をされるというように重点的に取り

上げられておることでもあるわけであ

りますので、この仕事が、この事業が

やつてもけつこうですからその辺の連

絡であるはずでありますので、それを先

にやつもらつて、また午後でも、私

は農政局長の御出席をいたいた上で

やつともけつこうですからその辺の連

絡をどうするか。今の質問は経済局長

に一応の答えは……。

○委員長(櫻井志郎君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こして。

○森八三一君 政府委員の御出席がど

ういう理由でありますか、そろつてお

りませんので、私の公庫法の改正に關する質問は、後刻にさしていただきま

す。このいろいろ近代化資金のほうだけ、これで

私の質問を終わりります。

○北條萬八君 それでは、私近代化資

金につきまして一点だけ伺つておきま

す。このいろいろ近代化資金について

は問題は出尽くしましたが、一点だけ

お尋ねいたしまして、九〇%までの

財政措置は別個に

ところはその実績に応じて考慮が払わ

れるんだというふうに了解をいたし

ために要する予算が不足を生ずるとい

うような場合には、財政措置は別個に

こちらはその実績に応じて考慮が払わ

れるんだというふうに了解をいたし

ために要する予算が不足を生ずるとい

うふうに思つております。そ

ておれば、あとで御修正をいただきたい

きにできた法律でございます。どうい  
う意味なのか、その点を伺いたいと思  
います。

○政府委員(松岡亮君) 農業近代化資

金助成法のほうは、いわゆる農業近代  
化資金、つまり長期かつ低利の資金で  
ありまして、農業経営の近代化に役立  
つ資金を融資することを目的とすると  
いうことが法律の目的でございます。

これに対しまして農業信用基金協会法  
は、これは從來から財閥法人あるいは  
社団法人の形で各県にそれぞれできて  
おりました債務保証協会、あるいは信  
用保証協会というようなものを引き繼  
ぎまして、これを一本の制度化した関  
係がございまして、法律の第二章の「業  
務」にも書いてござりますが、農業近  
代化資金助成法以外の、たとえば生活  
資金等の融資につきましても保証をす  
るという建前になつておりますので、  
その辺、法律の目的が近代化資金助成  
法よりもやや広いというように考へて  
おるのでございます。

○北條雋八君 近代化資金助成法のほ  
うには、今度新しく銀行が加わってく  
るわけでありまして、今まででは地方銀  
行が入つてなかつた関係から、この表  
現が違つただろう、こういうふうに想

○政府委員(松岡亮君) 信用基金協会  
法におきましては、「農業協同組合その  
他の融資を行なう機關」という規定の  
仕方になつておるわけでござりますが、  
これはまあそのことの字句の一々の意味  
よりも、先ほど申し上げましたように、  
近代理化資金に該当するといつても、  
農業經營に必要な事業資金、それから  
生活資金といふようなものも業務と  
しては、「営む者及び農業に従事す  
る者」というふうになつております。  
一度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ますか、このままで。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

○北條雋八君 そうしますと、まあ今  
度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。

は、「農業関係の融資をその業務とす  
るもの」ということでございまして、農  
業関係の融資をその主たる業務といふ  
ようには書いてございませんでございま  
す。これで十分解釈上差しつかえないま  
でございまして、この点の改正は考えなかつたの  
でございます。

○北條雋八君 次に、第一条でござい  
ますが、近代化資金助成法と信用基金  
協会法と、この「農業者等」の定義が  
違つているようであります。近代化資  
金のほうは、「一の」として、「農業蓄  
産業及び養蚕業を含む」としてあるわ  
けであります。信用基金協会のほう  
は、農業の定義が、「畜産業及び養蚕  
業を含む。以下同じ。」と、そういう  
もの「を営む者及び農業に従事する者」と、特に「及び農業に従事する者」とい  
うものがよけい加わっているわけです。片方のほうは「及び農業に従事す  
る者」といふものは入つてないわけで  
あります。これがどういう差がある  
のですか。第一条です、両方とも。

○北條雋八君 信用基金協会会  
議をする、こううために広げたので  
は、私は以上であります。

○天田勝正君 まず第一に伺いたい点  
は、一般的の公定歩合のほうが最近の引  
き下げによりまして、三十一年度並み  
に下がつてきました。この趨勢といふもの  
は、貿易の自由化に伴つて国際金融と  
の対比からもだんだんに下がつていく  
ものだと、私どもはそう理解するわけ  
であります。そういたしますと、元來  
他産業との格差が開きつつある農業  
は、融資の面においてもそれらと比べ  
ていつでも有利といたることでなけれ  
ば、格差解消の方向ではないと思いま  
す。そういう点から見ますと、この近  
代化資金制度は、地方公共団体が一部  
補給して、國が一部を補給する、こう  
いう仕組みでございまして、これはな  
かなか、恩恵のごとくありますけれど  
ども、他産業と比べた場合には、まだ  
まだなかなか農業者がこれを借りて近  
代化をするということについては困難  
が予想されます。このことは各委員が  
指摘したところであります。そうだ  
とすれば、ほかに有利な制度がない  
ときには一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるになると思う。そ  
のほうもこれでどめるという答え  
ではなかろうと思う。ますますもつ  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうが有利な制度が向いて  
なれば、それはそちらへ需要が向いて  
だとすれば、ほかに有利な制度がない  
ときは一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうもこれでどめるという答え  
が、このままです。

○天田勝正君 確かに利子補給がある  
のでありますから、從前よりも有利で  
ありますし、また新しい農林漁業經營  
に下がつてきました。この趨勢といふもの  
は、貿易の自由化に伴つて国際金融と  
の対比からもだんだんに下がつていく  
ものだと、私どもはそう理解するわけ  
であります。そういたしますと、元來  
他産業との格差が開きつつある農業  
は、融資の面においてもそれらと比べ  
ていつでも有利といたることでなけれ  
ば、格差解消の方向ではないと思いま  
す。そういう点から見ますと、この近  
代化資金制度は、地方公共団体が一部  
補給して、國が一部を補給する、こう  
いう仕組みでございまして、これはな  
かなか、恩恵のごとくありますけれど  
ども、他産業と比べた場合には、まだ  
まだなかなか農業者がこれを借りて近  
代化をするということについては困難  
が予想されます。このことは各委員が  
指摘したところであります。そうだ  
とすれば、ほかに有利な制度がない  
ときには一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうが有利な制度が向いて  
なれば、それはそちらへ需要が向いて  
だとすれば、ほかに有利な制度がない  
ときは一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうもこれでどめるという答え  
が、このままです。

○政府委員(松岡亮君) 農林公庫のほ  
うに御理解いただければよろしいかと  
思います。

○北條雋八君 そうしますと、まあ今  
度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

が、これは生産費金以外の資金等も保  
証をいたしますので、農業経営主の家  
族とか、あるいはそこに常に雇われて  
いる常雇いの人などにつきましても保  
証をする、こううために広げたので  
ございします。

○北條雋八君 近代化資金につきま  
して、私は以上であります。

○天田勝正君 まず第一に伺いたい点  
は、一般的の公定歩合のほうが最近の引  
き下げによりまして、三十一年度並み  
に下がつてきました。この趨勢といふもの  
は、貿易の自由化に伴つて国際金融と  
の対比からもだんだんに下がつていく  
ものだと、私どもはそう理解するわけ  
であります。そういたしますと、元來  
他産業との格差が開きつづける農業  
は、融資の面においてもそれらと比べ  
ていつでも有利といたることでなけれ  
ば、格差解消の方向ではないと思いま  
す。そういう点から見ますと、この近  
代化資金制度は、地方公共団体が一部  
補給して、國が一部を補給する、こう  
いう仕組みでございまして、これはな  
かなか、恩恵のごとくありますけれど  
ども、他産業と比べた場合には、まだ  
まだなかなか農業者がこれを借りて近  
代化をするということについては困難  
が予想されます。このことは各委員が  
指摘したところであります。そうだ  
とすれば、ほかに有利な制度がない  
ときには一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうが有利な制度が向いて  
なれば、それはそちらへ需要が向いて  
だとすれば、ほかに有利な制度がない  
ときは一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうもこれでどめるという答え  
が、このままです。

○天田勝正君 確かに利子補給がある  
のでありますから、從前よりも有利で  
ありますし、また新しい農林漁業經營  
に下がつてきました。この趨勢といふもの  
は、貿易の自由化に伴つて国際金融と  
の対比からもだんだんに下がつていく  
ものだと、私どもはそう理解するわけ  
であります。そういたしますと、元來  
他産業との格差が開きつづける農業  
は、融資の面においてもそれらと比べ  
ていつでも有利といたることでなけれ  
ば、格差解消の方向ではないと思いま  
す。そういう点から見ますと、この近  
代化資金制度は、地方公共団体が一部  
補給して、國が一部を補給する、こう  
いう仕組みでございまして、これはな  
かなか、恩恵のごとくありますけれど  
ども、他産業と比べた場合には、まだ  
まだなかなか農業者がこれを借りて近  
代化をするということについては困難  
が予想されます。このことは各委員が  
指摘したところであります。そうだ  
とすれば、ほかに有利な制度がない  
ときには一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうが有利な制度が向いて  
なれば、それはそちらへ需要が向いて  
だとすれば、ほかに有利な制度がない  
ときは一つに頼るほかないけれど  
て、この制度を拡充してみると、おそ  
らくそういう答えるなると思う。そ  
のほうもこれでどめるという答え  
が、このままです。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

○政府委員(松岡亮君) 農林公庫のほ  
うに御理解いただければよろしいかと  
思います。

○北條雋八君 そうしますと、まあ今  
度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

○北條雋八君 そうしますと、まあ今  
度かりに近代化資金のほうに政令で定  
められた銀行が参加していくといふこ  
とになりますと、この目的規定の第一  
条は変えないでもよろしいのでござい  
ます。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

いたしますので、規定の仕方は必ずし  
も同じ形ではなくた、こういふふうに思  
います。

のとして近代化資金助成法があるわけでございます。そういうことでこの経営構造改善資金が、その量的にふえて参りましても、近代化資金とはおのずからそこに区別がある。こういうことでございまして、近代化資金をそのために縮小とか廃止とかということは考えられないでございます。

○天田勝正君 なるほど若干融資対象に進いなきにしもあらずでございますけれども、この構造改善資金融通制度のほうが全体を比較するならば種類も多い、こういうふうに思ひます。

○天田勝正君 なるほど若干融資対象に進いなきにしもあらずでございますけれども、この構造改善資金融通制度のほうが全体を比較するならば種類も多い、こういうふうに思ひます。

○天田勝正君 商業團体における融資対象となるのが最も多い、こういうことと違つて農業でありますから、短期と中期であることはけつこうな話であつて、で

すから、系統資金のほうは今局長が言われたように十年以下だと、片方は政

策金融であるからしてなるべく長期のものを利用して、こういうふうに私はだんだん整理されてしまふのだと

思います。これは私の意見でありますから、質問は先に進みますが、まだ

この制度ができて一年有余であります

○政府委員(松岡亮君) その区別は今御指摘のありました長期性の問題は確かにあります。でありますから、この金融公庫法によって審議するほうは長期の資金である、こちらは主として短期のた

めであります。そこでその結果をあまりに急

ふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(松岡亮君) これはなかなか

向資料にも出ないし、説明もされ

ません。さればといって、この資料で

は融資を何に幾ら借したということは

出ておりますが、効果の面のほうは一

般につかむということは、なかなか現

いますから、本来的には近代化資金の

在のところ困難でございます。

○天田勝正君 これの答えはそれで満足いたします。ただいつも国民の税金によつてまかなわれるものでありますから、ひとつ多少粗雑の面があります。

○天田勝正君 商業團体における融資

対象となるのが最も多い、こういうこと

と違つて農業でありますから、短期と

中期であることはけつこうな話であつて、で

すから、系統資金のほうは今局長が言

われたように十年以下だと、片方は政

策金融であるからしてなるべく長期の

ものを利用して、こういうふうに私は

だんだん整理されてしまふのだと

思います。これは私の意見であります

から、ひとつの効果の面があります。

○天田勝正君 これがまだ制度発足後

でございますので、今の資金の運用の

長期性の問題も確かに一つの区分され

る問題であると思ひます。しかし償

れも据置期間中のようなものでござい

ます。

○天田勝正君 なるほど若干融資対象に進いなきにしもあらずでございますけれども、この構造改善資金融通制度のほうが全体を比較するならば種類も多い、こういうふうに思ひます。

○天田勝正君 いや、それはここにい  
う協業、この協同組合法による共同施  
設といもの以外のものはこの協業の  
分には融資としては片づかぬだらうと  
思う、さつきの問題で。ですから農事  
組合はたしか法律に基づいて法人です  
けれども、この融資の場合は必ずしも  
そうでないでしょう。ここに区分した  
協業に対する融資というのは、そういう  
う今あなたの御指摘になつた農事組合  
ということじゃないでしよう。

○政府委員(松岡亮君) 三十六年度に  
おきましては、まだ農事組合の制度が  
できておりませんので、これはそういう  
組織のものは含まれていないのでござ  
います。

○天田勝正君 そだねうと思ひます  
から、そうすると、そうした農事組合  
に至らないものの、共同で何かをなさ  
る、こういう場合に、共同と認めてこ  
れに融資をする、その償還はどういう  
ことで実績を期していますか。

○政府委員(松岡亮君) 法人化されて  
ない場合には、その組織の代表者の名  
義で借りるということが多いのでござ  
います。あるいは共同の、全体が連帯責  
任で借りるという場合もあり得ると思  
います。

○天田勝正君 それはなるべく個々の  
農家に對しては有利なる条件で貸して  
あげなければ、近代化ができないわけ  
ありますから、適宜の措置をとられ  
るのはけつこうなんであります、しかし  
償還のほうは、今度はまた国民の  
税金から成り立つてゐるという立場か  
ら、これは完全に償還してもらわなけ  
どかわかりませんけれども、そういう  
性質のものと思います。

ればならない。償還してもらわなければ  
ば、今度は同種の他の農家に資金を回  
すことができない、こういう因果関係  
になると思う。ですから償還のほうも  
きちんと保証されるよう、今の借り受  
け名義人のほうは連帶責任があるは  
代表者が、こういうことになるでしょ  
うが、それを保証するためには農業協  
同組合が何かの認証のようなものを得  
たものに貸すこういうことにしている  
のですか、どうですか。そういうこと  
をしないのですか。

○政府委員(松岡亮君) そういう場合  
は、貸し付ける主体が農業協同組合で  
ござりますから、農業協同組合が保証  
するとか、認証するというのはちよつ  
と二重人格になるわけでござります。  
やはりその代表者あるいは連帶責任を  
負つてやる人が、何らかの形で保証を  
受けるなり、あるいは担保を提供する  
なりということにならざるを得ないと  
思ひます。

○天田勝正君 その借り入れ申し込み  
の適格を判断する機関はどこですか。  
○政府委員(松岡亮君) まず第一義的  
には農業協同組合です。

○天田勝正君 やはり農業協同組合の  
側から農家の記帳に基づいて農家に提  
出してもらつた資料でございます。銀行  
側から調査したんではなくて、農家  
がどの金融機関にどれだけ預け入れて  
いるか、預け入れている農家の側から  
記帳してもらつて調査したものでござ  
います。

○天田勝正君 認証といいま  
すのは、まあ農業協同組合が審査いた  
しまして、これは融資する適格がある  
として利子補給を県に申請する場合を  
さすといったしますれば、そういう意味  
では確かに認証という言葉が適當か  
新しく融資機関として加えるのです  
か、加えないのですか。そして加え

○天田勝正君 私もほかに適當な言葉  
を使つたわけです。

次には、先般來議論されておりまし  
て今度銀行等の金融機関を加えてい  
く、金融機関を加えていく、こういう  
ことでござりますが、これは金融機関  
はなかなか秘密を保持して明らかにし  
ないですが、この資料3にあります  
預貯金、借入金の残高等は、これはそ  
うあります。ほんと銀行、相互銀行、信用金庫  
等で明示してくれましたか。

○政府委員(松岡亮君) これは農林省  
の調査であります農業經濟調査に出  
る数字でござります。

○天田勝正君 出ておる数字かもしら  
ぬけれども、的確なる数字として御自  
信がありますか。なかなか銀行という  
ものは、この種のものは明示してくれ  
ないのを普通としますけれども、どう  
なんですか。

○政府委員(松岡亮君) これは農家の  
記帳してもらつた資料でござります。銀  
行側から調査したんではなくて、農家  
がどの金融機関にどれだけ預け入れて  
いるか、預け入れている農家の側から  
記帳してもらつて調査したものでござ  
います。

○天田勝正君 まあ、これにはこだわ  
りません。

次にどうも近代化資金だけでとい  
う注文があるものですから、なかなかこ  
ちらもやりにくいのですが……。

○委員長(櫻井志郎君) ちょっと速記  
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こ  
て。

○天田勝正君 それにも他のこと  
にはなるべく触れぬようにやります  
が、小土地改良という融資項目があり  
ますね、近代化資金に。この項目はこ

ないとすれば、どうして加えないの  
か、その理由をお示し願いたいと思  
います。

○政府委員(松岡亮君) 信用組合はほ  
とんどが市街地にあるので、まあその  
中に農家が、兼業農家のような人が信  
用組合に入っている場合もあるかとは  
思ひますけれども、店舗も市街地に限  
られておる。ほかの融資機関に比べま  
すと、農家としては借るのも不便で  
ありますし、ほんとつながりはない  
い、ほかの金融機関に比べるとそうで  
ないでござります。

○天田勝正君 それは局長はね、過日  
の林業関係について議論を聞いておら  
ないからであって、確かに信用組合と  
いうのは市街地信用組合というくらい  
ですから、そななつておる。これに対  
応する農村の組合は協同組合である、  
それは私も承知の上で質問しておるわ  
い、ほらが珍しいくらいです。そうする  
と自分たちで作っている組合をなぜ融  
資機関にしないか、これは議論になつ  
てくると思う。数においては農村のほ  
うはそれほど多くはないことは、これ  
は確かですよ。確かにありますけれど  
も、組合といふものは相互間で融資す  
る、一番本的には信用してかかるべ  
く、ロジックからして不思議な気が

するんですね。協同組合連合会等をこ  
の融資機関とするならば、やはり幾ら  
少なくても市街地信用組合にも入つて  
いるということが明らかならば、これ  
も入れて何ら差しつかえないじやない  
か、差しつかえる点が一体あるのだと  
うかと考えると、ないと私はそう思  
うのですが、どうなんですか。



てやつておるというところでかえつて不利な条件になるということは避けなければなりませんので、その間の不公平はなくいたしたいと考えておりますが、事実は、先般も申し上げましたが、指定がどうもおくれてしましましたので、そのため融資の事業はまだ着手してないという状況でござります。したがつて、実際はそういう問題はほとんど起きないと考えております。しかし、万一にもそういうことがありましたならば、不公平がないよう、その地区が納得できるような措置をとりたいと考えております。

○天田勝正君 これは一々指摘しませんでしたし、局長のほうでもわかつていることだと思いますからあれですが、単に金利だけでなく、償還期間、据置期間、一切がございですね。でそこに相違ができるわけなんです。ですから、もし制度はあつたが、今日までこの行政指導すでにやつておられる分、これについていまだ融資していない、そういうものであるならば、納得できるということを、どういう意味でおつしやっているのか知らぬけれども、自動的にこの制度に切りかえしない、そういうふうにするんだと理解してよろしくございます。

○政府委員(松岡亮君) その点は金利、償還期限等含めて実質的に不利のないように、貸付条件全体を通じまして不利のないように措置して参りたいと考えております。

○天田勝正君 問題は今後の成長部門でござつたし、局長のほうでもわかつていることだと思いますからあれですが、単に金利だけでなく、償還期間、据置期間、一切がございですね。でそこに相違ができるわけなんです。で

いうだけでは、どうしても不十分になりますから、果樹の植栽資金等を貸す場合も、単に金融機関としての日で見る限りでは、どうしても不十分になつてくると思うんです。さつそくその美がなる時分、まあ五年か八年ですけれども、そこらへいくとたいへんなことになる。これはこの近県におけるナシなんかでも同じ運命になるんだろうと私は思つてゐるんですが、そういうこの一方においては果樹増殖の指導をするのと、片方においてはこれに対するお応する金融機関の結びつきはどう調整されるお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) これはなかなかかなりいます。特に果樹農家などにおきましては、自己資金を持っている人もありますので、そういうことでやりますが、場所々々によつて非常に違います。山梨県のほうから代表がわざわざ山形へ行つて話をされて、もっとその面を押えてくれなければ有利性が失われる、こういうようなことで話をされたいと考へておきます。

○天田勝正君 これは指導を誤りますと、実際たいへんなことになるのですから、金融機関だけではなくて、とてもこれをストップをかけるなどということは不可能で話し合いました。そういたしますと、現在あるものでさえそういう何らか自主調整か何かしなければ、有利だ有利だと思つておったのが、さっぱり有利でなかつた。そういうことになるのでありますから、果樹の植栽資金等を貸す場合も、単に金融機関としての日で見る限りでは、どうしても不十分になつてくると思うんです。さつそくその美がなる時分、まあ五年か八年ですけれども、そこらへいくとたいへんなことになる。これはこの近県におけるナシなんかでも同じ運命になるんだろうと私は思つてゐるんですが、そういうこの一方においては果樹増殖の指導をするのと、片方においてはこれに対するお応する金融機関の結びつきはどう調整されるお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) これはなかなかかなりいます。特に果樹農家などにおきましては、自己資金を持っている人もおりますので、そういうことでやりますが、場所々々によつて非常に違います。山梨県のほうから代表がわざわざ山形へ行つて話をされて、もっとその面を押えてくれなければ有利性が失われる、こういうようなことで話をされたいと考へておきました。

○天田勝正君 問題は今後の成長部門でござつたし、局長のほうでもわかつていることだと思いますからあれですが、単に金利だけでなく、償還期間等含めて実質的に不利のないように、貸付条件全体を通じまして不利のないように措置して参りたいと考えております。

○政府委員(松岡亮君) これは育産、園芸その他各局それぞれ非常に真剣に取り組まつては、自己資金を持っている人もおりますので、そういうことでやりますが、場所々々によつて非常に違います。山梨県のほうから代表がわざわざ山形へ行つて話をされて、もっとその面を押えてくれなければ有利性が失われる、こういうようなことで話をされたいと考へておきました。

きやならぬと考えておる次第でござります。

○天田勝正君 次に、おそらく他の委員がもう指摘されたと思ひますが、今回制度によりまして農地担保の制度であります。これはまあ今後は担保評価額を引き上げることはよろしいのですが、その競落人になるでしょう。

競落をした場合の農地は、耕作権は依然として担保に入れた借受人がずっと存続すると、こうしたことなんでしょう。

○政府委員(松岡亮君) さようでござる。天田勝正君 そうすると、この土地の所有権自体は、競落されますから当該農家から離れるけれども、農業経営それ自身には別段の影響はない。そこに新しい契約に基づいて小作関係が生ずる。こういうことであって、經營には影響がないと理解していいのです。

○政府委員(松岡亮君) 今お話しの場合は小作地であると存じますが、小作人の地位には変わりはないわけでございます。

○天田勝正君 いや、それは質問に対する理解が足らない。つまり自作地であってもそれを担保にするでしよう。そして今度はその担保に取ったのは、今までに競落して機関のはうは競落人にはならなかった。今度はその競落人になる。そうすると、この農林漁業金融公庫がその土地の取得者になります。所有権になります。所有権になつたが、今のお答えで、しかし当然農家の経営というものは、その土地を持っているのじゃないのだから、そ

の農地の經營自体はそのまま耕作権であります。

ありとして耕作せしむる、こういうのをどうなんだからそれはそれで

であります。けつこうなんです。けつこうで、そこで新しくそれじゃ競落人になった公庫と当該農家との間に新しく小作契約を結んで、その条件はどうなるか知らないであります。

○政府委員(松岡亮君) 必ずしもそうではありません。と申しますのは、現在までの所有者である農家は、所有権を農林公庫へ移転するわけ

でございます。農林公庫はさらにそれを転売するということになりますと、これは普通の売買の場合と同じでございます。

○天田勝正君 耕作を続けない、これ

はまた一大事なことになるのだが、それが、離作の危険を冒しながらでなければ担保はできない、こうしたことですね、そういうことであります。

○政府委員(松岡亮君) それは農林公庫が競落人になるとならぬとにかくわ

らず、現行の農地法においてもすべてそ

ういうことでござります。現在でも農地は担保に付せられるわけであります。が、債務を完済しなければ、抵当権が

おいてすべて農地を担保にする場合に

はそういうことになるわけでございま

す。○天田勝正君 それでこういふうに

ぬれども、結んで、そうして從前どおり耕作する、こういうことになるの

は、その所有権の移動がどこにいこうではないでござります。と申しますのは、現在までの所有者である農家

は、所有権を農林公庫へ移転するわけ

でございます。農林公庫はさらにそれを転売するということになりますと、これは普通の売買の場合と同じでございます。

○天田勝正君 耕作を続けるため、

はまた一大事なことになるのだが、それが、離作の危険を冒しながらでなければ担保はできない、こうしたことですね、そういうことであります。

○政府委員(松岡亮君) それは農林公庫が競落人になるとならぬとにかくわ

りますから、所有権を他の農家なりあるいは農林公庫でもそうでございま

すが、へ移転すれば、耕作権はその承継した農家に移るということになるものでございます。

○天田勝正君 これ以上は議論になりませんから、そこで、それは

なるほど法律論として厳密に耕作権と耕作権は変わりありませんね。さつきそういうふうにお答えになつたので、私もそういうふうに理解します。ところが、この土地に自分の所有権があり、耕作権もともにある。そうすればその場合に所有権だけを担保にするのだから、耕作権は自作農に残るという解釈になりませんか。小作人の場合は耕作権が自分にある、所有権は地主さんにある。その地主さんがあれをした場合には、どこに所有権が移ろうとも、耕作権のほうには影響はないのでありますから、将来ひとつ農林省ではこの

分離の方向で検討する必要ありと、私はこう思うのです。その点についての見解はいかがですか。局長に質問するの無理かな。

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点は、これは法律論としてばかりではなくて、実体論といたしまして

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点は、これは法律論としてばかりではなくて、実体論といたしまして

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点は、これは法律論としてばかりではなくて、実体論といたしまして

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点は、これは法律論としてばかりではなくて、実体論といたしまして

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点は、これは法律論としてばかりではなくて、実体論といたしまして

して考へる必要はない、私どもはさように思つております。

○委員長(櫻井志郎君) 午前中はこの程度にして休憩し、午後一時半再開いたします。

午前十一時五十七分休憩

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開いています。

農業取締法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明及び補足説明を聴取することにいたします。大谷農政務次官

○政府委員(大谷智雄君) 農業取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年における農業の進歩発達とその急速な普及は顯著なものがあり、これが農業の近代化に果たした役割には高く評価されるべきものがあると存じます。しかし、このめざましい進歩と普及により、農業取締法が制定されましたが、當時には予想しえなかつた新しい農業が出現し、それに伴い本法律の対象の拡大が必要となり、他方最近における農業使用による本産動植物についての被害の実情にかんがみ、これに対する適切な被害防止措置を必要とするに至つたのであります。このような農業事情の推移から、これらの新事態に対処するため農業取締法の一部を改正することとしたのであります。

次に、本法律案の内容の主要な点につきまして御説明いたします。

第一に、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、



○北條鶴八君 私は、まず第一に伺いたいのは、この資料で見ますと、四ページの資料でございますが、この林業の欄のところに、伐採の調整資金といふものが、この伐採調整資金というものが、この法案では貸し出さないという予定でありますかどうか、伺いたいのでござります。

○政府委員(松岡亮君) 伐採資金は從来どおり貸し出すのでございますが、新制度のワクからではなくて、それ以外に林業經營維持資金というのがあります。この中に伐採資金といふのがあります。この中には伐採資金といふのがあります。

○北條鶴八君 経営維持資金のほうでもって扱うわけでありますね。この維持資金といいますと、前の伐採の資金は非常に利子も安く、また用途も非常に広範囲になっておりますけれども、これで見ますと、経営資金でありますと、利子も高くなりますし、また償還期間も五年と短くなっているように思います。これはどういうわけで、こ

○政府委員(立川基君) 分でございましたが、従来の伐採資金は、保安林に関するものは従来の伐採資金と同様に引き続き融資いたすわけではございません。

○北條鶴八君 そうしますと、保安林に限られて、あとの個人の森林に対しても、これは使えないわけになります。

○説明員(立川基君) 今の点でございますが、先ほど御説明いたしましたように、従来、伐採資金につきましては、これは經營規模のいかんはかわ

けでございますが、やはり林業經營の実態から考えまして、そこに保有面積があるのがないようなんでございますが、この伐採調整資金といふものが、この法案では貸し出さないという予定でありますかどうか、伺いたいのでござります。

○政府委員(松岡亮君) 伐採資金は從来どおり貸し出すのでございますが、新制度のワクからではなくて、それ以外に林業經營維持資金といふのがあります。このうちの、先ほど局長が御説明いたしましたように、保安林にかかりますものにつきましては、特別な例外規定を設ける必要があるの

○北條鶴八君 重ねてお尋ねしますけれども、保安林以外のものは今度狭められて、そういうものは使えなくなつたわけですか。

○説明員(立川基君) お説のとおりでございまして、それ以外の造林資金なりその他の資金をお使いになることがあります。

○北條鶴八君 それはどういう理由によると、一般的に当てはめ

ということは、たとえ伐採の制限を解かれても、そういう希望はあるわけです。ですから、特にそういう人は、惜しい、もうしばらく置いておきたいことは、やはり小規模の林業經營者でも、やむを得ず若い林を切らなければならぬと、そういう場合に、やはり今切るのは

どちらぬというふうなことにつきましては、やむを得ず若い林を切らなければならぬと、まあそのときの必要な借入金といふものは、それがないために、それを延ばすために、今度高い利子を払わなければならぬ。しかも償還期限が五年も短かくなるなど、非常に不利をこうむるわざがないために、それを延ばすためだけに、これをやはり一般に当てはめ

て、伐採資金は前どおりにするということについて、当局でも議論があつたわけでございますが、漫然と、ただそれをはずしてしまったということだと、非常に私は不合理だと思うのです。が、その点について、さらに御答弁を願います。

○政府委員(松岡亮君) 従来の伐採調査といふのがなくなりましたために、一般的の森林については、そういうものが使えないようになった。若い林を自由に切れられるのだというふうに法律が変わったために、保安林だけになつた、しばらくは、保安林に限られて、あとの個人の森林に対しても、これは使えないわけになります。

○説明員(立川基君) ございまして、保安林以外について、

わざでございます。しかし、今御指摘のありましたような、まあたとえば家族に病人が出たとか、あるいは何らかのことをから、林業經營維持資金といふもので資金を貸し出す必要があるというのを設けたわけでございます。

○北條鶴八君 しかし、私が考えるに長が御説明いたしましたように、保安林にかかりますものにつきましては、特別な例外規定を設ける必要があるの

○北條鶴八君 重ねてお尋ねしますけれども、保安林以外のものは今度狭められて、そういうものは使えなくなつたわけですか。

○説明員(立川基君) お説のとおりでございまして、それ以外の造林資金なりその他の資金をお使いになることがあります。

○北條鶴八君 それはどういう理由によると、一般的に当てはめ

なつたとすれば、当然やはりこういう融資ができるんだと思うんですが、その点はいかがでございます。

○政府委員(松岡亮君) 林業構造改善と申しますと、農業、漁業の場合と同様に、今後構造改善事業を進めなければならぬというふうなことにつきましては、一般的にわれわれも検討しているわけでございますが、ただ林業の場合に、構造改善とは、どういうものでありますか。

○北條鶴八君 それから次に、農業構造改善と申しますけれども、この林業構造改善事業が本格的に実施される段階に

なつたとすれば、当然やはりこういう融資ができるんだと思うんですが、その点はいかがでございます。

○政府委員(松岡亮君) ただいま申

すべき問題点が少くないかと思うのでございまして、また、かりに農業や漁業と同様なものが想定されますにいたしましても、融資条件等が、はたして同じようになるかどうかむしろ林業は、一そな長期のものが必要になるかも知れない。そういういろいろな具体的な問題も出て参ると思うでございます。

それは制度化への目安がつきますならば、もちろん法律案等は必要でござりますけれども、まだその邊模倣といたしておりますので、現在法律として制度化するというのは尚早ではないか、かのように考えた次第でございます。

○北條萬八君 次に、金融公庫の資金コストが、どういう状態になっておりますか。運用の利回りの状況が、どうなっているか、そのことを伺いたいと

○政府委員(松岡亮君) これは運用利回を申し上げますと、三十七年度は平均いたしまして、五分四厘七毛でござります。ところが三十八年度は新制度ができまして、運用の利回りは一そな引き下げられていまして、五分三厘六毛ということになります。

○北條萬八君 その内訳といいますか、借り入れの利息とか経費とか、また政府の出資が三十八年度はどのくらいになるか、そういうことを伺いたします。

○政府委員(松岡亮君) 今申し上げました運用利回りは、そのまま資金のコストとなるのでございますが、そのコストの中で、まず借り入れの利息でござります。これは政府の出資以外に、資金運用部等から借り入れますので、そ

の借入金の利息が平均三十七年度が三分九厘三毛、それから三十八年度が三分九厘二毛でございます。そのほかに

いろいろな経費がございますが、その経費が、三十七年度が一分五厘四毛、三十八年度は一分四厘四毛、こうしたことになります。

これに対しましては、今度は原資の構成でございますが、三十七年度から申しますと、出資金が百三十三億円であります。これに対して三十八年度の出資は二百二十億、約九十億円の増加でござります。借入金が、三十七年度が三百二十三億円、三十八年度が三百六十六億円、自己資金、この中には回収金等がございますが、三十七年度が二百十億円、三十八年度が二百二十億円、こういう状況でござります。

○北條萬八君 この構造改善事業は、いずれも長期にわたることでありますし、また、この金融も長期低利の政策をとっておりますので、そこでお尋ねしたいのは、やはりこの政府の出資が多くならなければコストは低くならない。どうしてこの政府出資といふことを立てるにあつて、将来非常に計画的に考

えて、将来的に金利をきめていく、こういふことをいたしました次第でござります。そこで公庫が自由に金利を定める範囲を認めていない

○北條萬八君 構造改善事業は、いつまでも長期に金利をきめていく、こういふことを立てるにあつて、将来出資過剰になつて、やはり長期低利の資金の融通をとりますが拡充していかなければならぬ一方、この構造改善を完全に遂行する

○北條萬八君 いわゆる公庫に対する出資計画、そ

ういうものは少なくとも、今後三年と五年とかといったことを想定いたしました。それで、そういう計画をお立てになつて、そういう見通しといふことは、なかなか

○政府委員(松岡亮君) まことに重大な点でございますが、御指摘のとおり制度を含めまして公庫全体の運用コストを引き下げ参りますには、出資を

確保して参る必要があるわけでござります。

そのため、三十八年度におきましては、出資におきましては、実に六五%の前年度に対する増加でござります。一般の財政投融資の伸びは二二・五%でございますが、約三倍になることになります。

これに対しましては、今度は原資の構成でございますが、三十七年度が三分九厘三毛、それから三十八年度が三分九厘二毛でございます。そのほかにいろいろな経費がございますが、その経費が、三十七年度が一分五厘四毛、三十八年度は一分四厘四毛、こうしたことになります。

これに対しましては、今度は原資の構成でございますが、三十七年度が三分九厘三毛、それから三十八年度が三分九厘二毛でございます。そのほかにいろいろな経費がございますが、その経費が、三十七年度が一分五厘四毛、三十八年度は一分四厘四毛、こうしたことになります。

○北條萬八君 その内訳といいますか、借り入れの利息とか経費とか、また政府の出資が三十八年度はどのくらいになるか、そういうことを伺いたします。

○政府委員(松岡亮君) これは農林公庫の個々の貸付の項目ごとに考えるこ

とを定めて参らなければならないのでござります。そのため、来年度のそれを

ぞれのワクをどのくらいにするかといふことを定めなければ、再来年度のワクをきめることは困難でござります。

いたしましては、将来もこういった出資を確保いたす必要があるということはもちろん考えておりまして、それをお考へて、今回の法律の改正におきましては、貸付条件、特に金利につきましては、従来の公庫の貸付金利は、別表に定める率の範囲内で農林公庫が定めるということになつたのでござりますが、今回の新制度につきましては、新たに別表の第二を設けまして、一義的に貸付金利をきめるという考え方をとりました。そこに公庫が自由に金利を定める範囲を認めていない

○北條萬八君 いわゆる公庫に対する出資計画、そ

ういうものは少なくとも、今後三年とか五年とかいたことを想定いたしました。それで、そういう計画をお立てになつて、将来的に金利をきめていく、こういふことを立てるにあつて、将来出資過剰になつて、やはり長期低利の資金の融通をとりますが拡充していかなければならぬ一方、この構造改善を完全に遂行する

○北條萬八君 いわゆる公庫に対する出資計画、そ

から設けられまして、また、そういうことで自作農の転落防止ということを主眼として運用されて参ったのでござります。

その結果といたしまして、維持資金に従来の運用の重点がございました。融資のワクにいたしましても、そうであったのでございますが、最近この一、二年でございますが、それが

土地取得資金に漸次比重が加わって参りました。

と申しますのは、農業基本法が定められたこともござりますし、と同時に、最近就業人口が減って参りますに

で、農業基本法の制定の一つの重要な眼目に、自立經營を育成するために、最近就業人口が減って参りますに、最も本年度以上のものを確保いたしました。かように考へておられる次第でござります。

○北條萬八君 いわゆる公庫に対する出資計画、そ

た、一面において、これで見ますと、この創設といいますか、取得資金といいますか、創設のほうの利子が安い。

維持のほうが利子が高くなつておる。どちらかといふと、転落農家のことを

考え、あるいは災害が起つたような場合を考えると、むしろこれは維持資金のほうの利子を安くして……、逆じやないかというふうに思つておる。その点につきまして、どうお考

えになつておるか伺いたい。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘のよう

に、問題の点でござります第一点から申上げますと、従来維持資金と創

設資金とを流用することができた。それで大災害でも起きました場合に維持資金の予定額が不足いたしまして、創設資金のほうから回して切り抜けて参つたという事情がござります。しかし、今度におきましても、農林公庫

全体としては、そういう融通性があつたのでござります。また、来年度におきましても、予備費として三十億用意してござります。これは農林公庫全体

の予測し得ない不足をまかなうために六十億から七十億に増加いたしております。そういう余裕を持っております。

そこで、今後において災害等で不足を生じた場合には、十分対処し得るものと考えております。

第二点の、維持資金のほうが、金利が安かるべきではないかという点につきましては、これは考え方によりましては、そういうこともあると思うのでございますが、しかし、維持資金そのものは、その他のいろいろな制度金融

に比較いたしまして、条件は比較的有利にできておるのでございます。

における土地取得資金の重要性、基本法の目的に沿つて前向きな経営規模の拡大を強力に推進するという角度からいきまして、維持資金についてもよ

り有利な条件を設定することも、今後において来年度は考えたわけでござります。

○北條鷹八君 今の点は一応わかりました。

○政府委員(松岡亮君) 目下、そういう

いよいよ条件を緩和いたしまして、それに重点

をおいて来年度は検討を要すると思ひます。

○北條鷹八君 今の点は一応わかりました。

○政府委員(松岡亮君) なお、前にさかのぼつてちょっと伺

いたいのですが、自作農の創設資金が公庫に作られたというのに関連しまして、今後、国が未墾地を買収するといふような御予定があるかないか、一応伺いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) 現在、農林公

庫におきまして、すでに自作農維持創

設資金等につきまして、農地を担保といたして貸し付けておるのですがございま

す。全部ではございません、一部でござりますが、これにつきましては、從

来固定資産税の評価額を基準といたしまして、農地を評価して参つたのでござります。大体時価に対しまして、この評価によりますと、時価の一、三割

まで、農家としては、もつと開拓に付けて、一農家に対する相当額を相当切つて引き上げて、一農家に対して、相当の額の融資

し上げます。農林省が現在新しい開拓

の方法として、とり上げております開拓ペイロット方式のように、当事者の相対により、土地開発のための用地取

得が可能な場合においては、農地法の

四十四条にあります、それを發動いたしまして、国が未墾地買収を行なうたしまして、大体、現在一般に行なわれますけれども、開拓ペイロット方式によりまして、農地は相対しておるといふことを原則として参りたいというふうに考えております。

○北條鷹八君 次に、農地担保の金融の場合に、農地の評価額といふもの、これはどういうふうにされるのが、ま

た、どのくらいの引き上げになるのか、そ

れだけこれは引き上げたいわ

くと、できるだけこれは引き上げたいわ

けであります、来年度は固定資産税

の評価がえになつておりますのです

が、上げることが、今度固定資産税の面の引き上げになりまして、そうして

その心配があるのじゃないかと思うの

ですが、その点はどうお考えになります。

○政府委員(松岡亮君) 農地担保の場

合における土地の評価額が時価を引き上げたり、あるいは固定資産税、相続税等について評価を引き上げる原因に

なるということは全然予想いたしておりませんが、今予想されております固定資産税の評価がえは、どの程度になりますか、現在よりは、かなり上がる

税なども申しあげましたけれども、今

も、低く評価されまして、十分に融資

は受けられない、また提案理由の説明

の際にも申し上げましたけれども、今

は受けられない、また提案理由の説明

の際にも申し上げましたけれども、今

は受けられない、また提案理由の説明

の際にも申し上げましたけれども、今

ただいた表でわかれいいんですが、これの資金ワクの根拠を伺いたいと思

います。

○政府委員(松岡亮君) これは從来か

ら、自作農創設維持資金当時におきま

して、土地の売買件数、売買面積の

増加率、あるいはそのうち融資に依存し量というような推定をして、そ

れからさらに、必要な融資額というよ

うなものを想定して参つておるのでござりますが、大体、そういう方式で想

います。

○北條鷹八君 金融の点からいいます

が、上げることが、今度固定資産税の面の引き上げになりまして、そうして

その心配があるのじゃないかと思うの

ですが、その点はどうお考えになります。

○政府委員(松岡亮君) 農地担保の場

合における土地の評価額が時価を引き上げたり、あるいは固定資産税、相続

税等について評価を引き上げる原因に

なるということは全然予想いたしておりませんが、今予想されております固定資産税の評価がえは、どの程度になりますか、現在よりは、かなり上がる

税なども申しあげましたけれども、今

は受けられない、また提案理由の説明

き申し上げましたように、幼齡林等でございます。

○北條鶴八君 次に伺いますが、この貸付条件の改善に伴いまして、公庫の金融の体系が一そら複雑になつてきましたことは、この間も同僚委員から話がありましたが、この複雑してわかりにくいこの体系を、何とか簡素化する必要が絶対にあると思うのですが、このことにつきまして、当局はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに条件の改善、緩和に急なあまりに、やや制度を複雑化したというそりを免れないと考えておるのでございまして、今後は一そら、まあ条件を有利にすることもさることながら、簡素化していく、それによつて農家もわかりやすく、借りやすくし、取り扱い金融機関も能率的に仕事が運べるように、そういうことに重点を置いて改善して参りたい、かのように考へておるのでござります。

○北條鶴八君 それはぜひ必要だと思ひます。ですが、一休いつごろまでに、そういうことがやり得るか、お見込みを伺いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) さああたりは制度金融全体につきまして、わかりやすい手引のようなのを作りたいと考へております。これによつて、とにかく借りる人も貸すほうの人も、すぐわかるようにして参りたい。それから先は、今までこれは、それそれの制度が長い歴史と経緯を経てきておりますので、また、それぞれの理由をもつて貸付条件がきまつてきておりまつたので、それを一举にきれいに簡素化し、交通整理していくということは

非常にむずかしい作業でござりますが、相当、みちりと勉強いたしました。それで、相当な期間をかけて、また、これは農林省内の各局の協力も得なければならぬわけですが、その他の関係団体とも十分協力を得て、十分時間がかけてやつて参りたいと考えております。

○北條鶴八君 利子にいたしましての際一緒にやられることと思ひますが、ただ、この手引きだけ、このままの手引きだけでは借りるほうの者が一日してわからないと思うのですが、そういう点まで含めての簡素化をされることは、その点伺いたい。

○政府委員(松岡亮君) もちろん貸し付け条件の全体について簡素化をはからなければならぬものと考へております。

○北條鶴八君 大体、私は以上で終りますけれども、最後に、ついでにありますけれども、この法律案の別表でもって、別表の二で、森林の保育と、その他の育林に必要な資金、どこが違うのか、ちょっとわからぬのでですが、保育の中に含まれるもの、この保育と育林と、どう違うのですか。

○北條鶴八君 これは午前中にお伺いいたしましたが、農政局長不在でございましたので、質問をあと回しにしておられると思いますが、その他の問題は保全のほうに入ります。

○北條鶴八君 育林のほうですか。

○説明員(立川基君) 保育には下刈り除伐、枝刈り、病害虫及び災害の防止等が入りまして、保護には管理小屋等、保全には林地の侵食防止のための施設なり、あるいは病害の復旧等が含まれております。

○北條鶴八君 ついでにもう一点伺います。これは法案の十八条の一の四ですが、「指定水年性植物」とございまます。これはどういうものを指してわかれないと思ひますが、おられますか。

○説明員(立川基君) たとえ言えれば、茶とかオリーブとかホップとか、そういうものであります。

○北條鶴八君 クルミみたいなものは。

○説明員(立川基君) この制度といつしましては、現在まで近代化資金で取り扱つておりました永年性植物といった種目を考へておるわけでござりますが、その他の項目につきましては、今後検討いたしたいと思います。

○北條鶴八君 桑なんか入るのですか。

○政府委員(松岡亮君) 桑は入つておられません。これは近代化資金の当時から入れていないものでござります。どちらの農業構造改善事業が直接申しますのは、桑は、非常に短かいと

いうこともございます。養蚕に必要な資金のほうは、農業構造改善推進資金で融資するということで考えておりま

ざいますのは、例示的に書いてござります。

○北條鶴八君 そうすると、これは主

としてお茶が大きいのですが、お茶であります。

○政府委員(松岡亮君) 茶は入つてお

ります。

○説明員(立川基君) 保育と書いてござります。

○北條鶴八君 そうすると、これは主

としてお茶が大きいのですが、どうお考へになつたが、農政局長不在でございましたので、質問をあと回しにしておるか、その問題がきわめられません

と、金融の問題やその他の問題をどううように考へていいたらいいかとおるか、その問題がきわめられません

と、枝打ちその他の問題は保全のほうに入ります。

○説明員(立川基君) 保育には下刈り除伐、枝刈り、病害虫及び災害の防止等が入りまして、保護には管理小屋等、保全には林地の侵食防止のための施設なり、あるいは病害の復旧等が含まれております。

○森八三一君 公庫法の改正の点で若

干お尋ねいたしますが、直接その問題に触れる前に、その基本となるべき問題について、まずお伺いをいたしました。

○説明員(立川基君) そのことは提案理由の説明にも、

経済の高度成長に伴つて農林水産業の生産性を上げて国際競争力にたえるようにながら、その所得を確保すると

いうことのために、構造改善の仕事が農林水産を通じて非常に大切だということが言われております。そこで林業のほうや水産のほうは、また具体的に、そのことを目途として主力を置いて、これは未制定でありますけれども、農業のほうは、すでに農業基本法が制定発足しておるということであります。ところが、その大切な農業構造の改定といふ仕事が、当然これは農家の諸君から考へますれば、双手をあげしまして、先ほど例示申し上げました

が、その他の項目につきましては、今まで農業のほうは、すでに農業基本法が制定発足しておるということであります。ところが、その大切な農業構造の改定といふ仕事が、当然これは農家の諸君から考へますれば、双手をあげ

しまして、御質問は、後者の点であろうと考

えられるわけでございます。いろいろのこ

れについての経過につきましては、い

て、御質問は、後者の点であろうと考

えられるわけでございます。いろいろのこ

れについての経過につきましては、い

まだ十分なる趣旨の徹底なりあるいは農民における十分なる理解といふもの

意味の構造改善対策と、それからその

思ひますが、十分御承知のように、こ

の事業を進めていきます場合におきま

たします。

○政府委員(斎藤誠君) 構造改善事業が、必ずしも村において十分な受け入れ態勢ができるでない、その基本的理由は何だろうか、こういう御質問だと

思ひますが、十分御承知のように、こ

の事業を進めていきます場合におきま

たします。

○政府委員(斎藤誠君) 構造改善事業

が、必ずしも村において十分な受け入れ態勢ができるでない、その基本的理由は何だろうか、こういう御質問だと

思ひますが、十分御承知のように、こ

の事業を進めていきます場合におきま

たします。

○政府委員(斎藤誠君) 構造改善事業

が、必ずしも村において十分な受け入れ態勢ができるでない、その基本的理由は何だろうか、こういう御質問だと

この事業が相当土地基盤の整備、しかも、その基盤の整備の内容が、ある場合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしましたが、これが地域社会におきましては、いろいろなことがあるわけでござりますが、これが地盤社会におきましては、いろいろな農家の階層がその中に入っております。あるいは專業農家もあり、兼業農家も入っておる。また場合によりましては、区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これらの事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を發揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めるというようなことがになっておりますが、この面につきましては、従来のこの種の補助率に比べれば、相当の補助率でありますか、各種の経営近代化施設等を用いて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から、この事業に伴いましての負担額あるいは負担感――これがまた、補助率は高くても絶対額としては、事業量が大きい關係上大きくなる。新農村の場合は一千万だつたのが一億円と十倍になりますので、一戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、農民から見れば、将来とのことでござります。

それから第一の点は、この事業につ

きまして、一応われわれといたしましたことは構造改善事業の性格として、このことがあるわけでござりますが、それが地盤社会におきましては、いろいろなもののが一応考えられる。その考合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これら

の事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を発揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から、この事業に伴いましての負担額あるいは負担感――これがまた、補助率は高くても絶対額としては、事業量が大きい關係上大きくなる。新農村の場合は一千万だつたのが一億円と十倍になりますので、一戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、農民から見れば、将来とのことでござります。

今までの、これらにつきましての大

きまして、一応われわれといたしましたことは構造改善事業の性格として、このことがあるわけでござりますが、それが地盤社会におきましては、いろいろなもののが一応考えられる。その考合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これら

の事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を発揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から、この事業に伴いましての負担額あるいは負担感――これがまた、補助率は高くても絶対額としては、事業量が大きい關係上大きくなる。新農村の場合は一千万だつたのが一億円と十倍になりますので、一戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、農民から見れば、将来とのことでござります。

それから第一の点は、この事業につ

きまして、一応われわれといたしましたことは構造改善事業の性格として、このことがあるわけでござりますが、それが地盤社会におきましては、いろいろなもののが一応考えられる。その考合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これら

の事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を発揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から見れば、将来の負担感といふことを考慮する必要があるわけですが、これが地盤社会におきましては、いろいろなもののが一応考えられる。その考合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これら

の事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を発揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から見れば、将来とのことでござります。

今までの、これらにつきましての大

きまして、一応われわれといたしましたことは構造改善事業の性格として、このことがあるわけでござりますが、それが地盤社会におきましては、いろいろなもののが一応考えられる。その考合においては農地の集団化、ある場合においては区画の整理、ある場合においでは区画整理をいたしました所へ、もう一度区画整理を行なうというようなこともございまして、つまり農民の土地基盤整備に伴う負担の問題が一つあります。いま一つは、これら

の事業に伴いまして、さらに土地基盤整備を行なうと相関連いたしまして、この基盤整備が十分な効果を発揮する所へ、その上にいわゆる資本整備といふことを加えて事業を進めると、戸当たりの負担額が大きくなる。したがつて、つまり農民から見れば、将来とのことでござります。

それから第一の点は、この事業につ

きまして、一応の助成の基準というものは御承知のように日本の農村は、北から南まで非常に広がっておりますので、村におきます適用の面におきましても、非常な面一とりますが、

それが地盤社会におきましては、いろいろなものがあるわけでござりますが、それは構造改善事業の性格として、このことがあるわけでござりますが、それが地盤社会におきましては、いろいろなものがあるわけでござります。

**○森八三一君** 今申し上げた私のお尋ねしたのは、農林省としては、どういうふうに受け取つていらっしゃいますか。農林省でも、今おあげになつたようなこと、それは指導が不十分であるかと

お感じになつていますか。現在の施策では、確かに農民負担は重い、これは改善しなければならぬというようにお感じになるのか、それは無理解に基づいて改善に努力をいたしておる次第でござります。

**○森八三一君** 実質的な負担は、どういうふうに受け取つていらっしゃいますか。農林省でも、今おあげになつたようなこと、それは指導なりが不十分であるといふふうに見ていらっしゃいますか。そこは

お感じになつていますか。現在の施策では、確かに農民負担は重い、これは改善しなければならぬというようにお感じになるのか、それは無理解に基づいて改善に努力をいたしておる次第でござります。

んでもいく場合に、なおかつ負担が重いということで忌避しておるとすれば、その負担の重いという部分だけは直しやらないければ、その経済効果にはそれがない、見通しには合わないといふことになるわけですがね。そこで農民諸君が、負担が重いからといって文向を言っておるというの提案されておるような補助率にして、融資の面につきましては、この程度にすれば、それでも、農民諸君の言う負担が重いということは解消されるんだというようにお考いなかな、財政その他の都合で、ことしはこの点まで進歩したけれども、まだこれは十分じゃないから、ここまでいかなくては、ほんとうに農民が不満を解消するわけには理論的にはいかぬ、不満を言っておるなら別ですよ。それは安ければ安いほどいいし、補助金は多ければ多いほどいいですか。できれば一括まるがかえがいいといふ深い話は別ですよ。私の言っているのは、理論的には、この程度であればよろしいというふうにお考えになつておるのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話になりましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

しておりますものであろうと、こう考えております。

○森八三一君 私がそのことをお伺いしますのは、一つは、負担が非常に重くならない、見通しには合わないといふことになるわけですがね。そこで農民諸君が、負担が重いからといって文向を言っておるというの提案されておるような補助率にして、融資の面につきましては、この程度にすれば、それでも、農民諸君の言う負担が重いということは解消されるんだというようにお考いなかな、財政その他の都合で、ことしはこの点まで進歩したけれども、まだこれは十分じゃないから、ここまでいかなくては、ほんとうに農民が不満を解消するわけには理論的にはいかぬ、不満を言っておるなら別ですよ。それは安ければ安いほどいいし、補助金は多ければ多いほどいいですか。できれば一括まるがかえがいいといふ深い話は別ですよ。私の言っているのは、理論的には、この程度であればよろしいというふうにお考えになつておるのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話にありましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

しておるものであろうと、こう考えております。

○森八三一君 私がそのことをお伺いしますのは、一つは、負担が非常に重くならない、見通しには合わないといふことになるために問題がある、そういうこととのために問題がある、それをお調べになって、現に昨年とことしと比べると、相当負担軽減の措置は進展をしておるんですね。ですから、まだこの程度では十分ではないとおこなうことをお調べしますね。そうすると、三十九年度には、また政府の施策が前進するのではないかという期待を持つとすれば、なるべくあと回しにしたほうがいい、うつかり手早く早く差し伸べるとばかりにされてしまう、こら、進まぬと思うんです。

だから、私は現在の補助、助成の限度といふものは、農民諸君が不満を感じておる方に、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話にありましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

しておるものであろうと、こう考えております。

○森八三一君 私がそのことをお伺いしますのは、一つは、負担が非常に重くならない、見通しには合わないといふことになるために問題がある、そういうこととのために問題がある、それをお調べになって、現に昨年とことしと比べると、相当負担軽減の措置は進展をしておるんですね。ですから、まだこの程度では十分ではないとおこなうことをお調べしますね。そうすると、三十九年度には、また政府の施策が前進するのではないかという期待を持つとすれば、なるべくあと回しにしたほうがいい、うつかり手早く早く差し伸べるとばかりにされてしまう、こら、進まぬと思うんです。

だから、私は現在の補助、助成の限度といふものは、農民諸君が不満を感じておる方に、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話にありましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

しておるものであろうと、こう考えております。

○森八三一君 私がそのことをお伺いしますのは、一つは、負担が非常に重くならない、見通しには合わないといふこととのために問題がある、それを指摘して、また要求しますね。そうすると、三十九年度には、また政府の施策が前進するんじゃないかという期待を持つとすれば、なるべくあと回しにしたほうがいい、うつかり手早く早く差し伸べるとばかりにされてしまう、こら、進まぬと思うんです。

だから、私は現在の補助、助成の限度といふものは、農民諸君が不満を感じておる方に、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話にありましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

しておるものであろうと、こう考えております。

○森八三一君 私がそのことをお伺いしますのは、一つは、負担が非常に重くならない、見通しには合わないといふこととのために問題がある、それを指摘して、また要求しますね。そうすると、三十九年度には、また政府の施策が前進するんじゃないかという期待を持つとすれば、なるべくあと回しにしたほうがいい、うつかり手早く早く差し伸べるとばかりにされてしまう、こら、進まぬと思うんです。

だから、私は現在の補助、助成の限度といふものは、農民諸君が不満を感じておる方に、その辺はどうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 今のお話にありましたように、それは、ただあれば一番いいわけでございますが、団体からも何も、そういう要望も出ておりません。補助率についても七割ぐらいの補助率が望ましい、あるいは金利についても、できるだけ低利で長期であることが望ましい、こういう要望がありまして、今回の予算措置並びに金融措置によって、従来この面についての負担廃減の要望は私としては十分満た

いこうといふまことに、とにかく富裕県におきましては、当然それをまかない得る基準財政需要額というものについては十分まかない得るだけの余裕があるからこそ、富裕県におそらくなっておきましては、当然それをまかない得る基準財政需要額というものについています。詳細は、まあ私から十分申し上げかねますけれども、したがって私は、やはりこの事業につきましては、やはりこの事業につきましては、一たんは県と一県も、当然協力してやつてもらおう。基本法にもありますように、国の基本施策については、自治団体も国に準じて協力的な措置を講ずることといふことになつておるわけでございますので、今後におきましては、そういう府県に対しても、強力な指導勧奨をいたしてもらいたい。しかし、今御質問になりました、しかばね特別交付税であらかじめ、そういうことを見るのだ、こういふことは、ちょっと制度の上からいき不得ない性質のものではないかと考えますが、私としては、ここで確言するだけの勇気はございません。

○森八三一君 私も理屈を言つているのですけれども、おそらくそういうような結果には、中央政府と地方府との関係ですからならぬとは思いますが、どうも、思いますが、もし富裕府県で、そういうものは計上いたしませんと、いう事態が発生しないとは理論的に保証しえないので、これは命令事項ではないのですから。そうすると、こうの府県は非常な問題が起ると、こう思ひます。その場合には、結果的に政府がその部分を補完することによって何らかアンバランスにならぬような措置をいたしますというふうの思ひます。その場合には、結果的に

上げをやりますよと宣伝してみたところ、あとで、できなかつたじゃないかと言われたときに何とも弁解の余地はないのですね。それは大丈夫だと、こう言い切れるだけの政府内部における話し合いといふものがなければならぬはずなんですが、指導はする、指導はしても、相手がやらなければならぬという義務を負担しているのじゃないのですから、もしやらなかつた場合には、どうするということだけは措置をしておいて、ただきませんと、われわれとしても、二割のかさ上げということが大丈夫だということを責任を持って言うわけにはいかぬのですね。その辺はどうなんですか。ほんとうに大丈夫だと言いつかねますか。

○政府委員(斎藤誠君) たびたび先生からお話になりますように、法律論としては、これは義務的なものではないから、県に当然そいやれというわけには参りません。しかし、それに必要な財源は、少なくとも國が特別交付税なりあるいは普通交付税なりについて交付しておるわけでござりますから、したがつて、当該県に対して、その分に付いた投資需要の算定でござりますけれども、これはいろいろな前提を置いた計算でござります。成長率を幾らにし、また物価は安定したものと想定する。いろいろな前提を置いて、国際收支も、こうい程度、貿易はこの程度で行くといふような各種の前提を置いた投資需要の算定でござりますけれども、これはいろいろな計算を立てて、自己資金で幾ら充足ができる、それから組合系金融で、どのくらいは意味の農業ですね。ということにいたしまして、一体資金の需要額というものは、どれほどあるのかといふことは、どれほどありますと、それに対しの押さえがつきませんと、それに対しても、いろいろなファクターを仮定して計算したものでござりますから、長期にわたる需要の一応の参考とはいしますけれども、それでもって計算を立てて、というようなことは、なかなか困難なのでござります。来年度の計算をいたしますときには、大体におきましては、いろいろな条件でござります。

○森八三二君 この問題は、これ以上言ひませんが、措置を講じておるといふ関連のある府県は問題ないのですよ。措置に關係のない府県は、これは問題なんですよ。そのことは農林省としては、自治省との間にはつきりおと

りきめ頗つておかぬと、まさかそんなり度でございませんと。その点を私は申し上げている。実態はそうならぬとは、これは責任ある回答にはならぬであります。法律的に責任が持てるという程度でございませんと。その点を私は申し上げていますが、大体の希望額といふものを徴しますが、その邊は、どういう見通しになつてありますか。

○政府委員(松岡亮君) これは非常にむずかしい問題でございましても、もちろん所得倍増計画などを作成いたしました際に、将来十年間の投資需要といふようなものを試算いたした例がござりますけれども、これはいろいろな前提を置いた計算でござります。成長率を幾らにし、また物価は安定したものと想定する。いろいろな前提を置いて、国際收支も、こうい程度、貿易はこの程度で行くといふような各種の前提を置いた投資需要の算定でござりますけれども、これはいろいろな計算を立てて、自己資金で幾ら充足ができる、それから組合系金融で、どのくらいは意味の農業ですね。ということにいたしまして、一体資金の需要額といふものは、どれほどあるのかといふことは、どれほどありますと、それに対しの押さえがつきませんと、それに対しても、いろいろなファクターを仮定して計算を立てて、長期にわたる需要の一応の参考とはいしますけれども、それでもって計算を立てて、というようなことは、なかなか困難なのでござります。来年度の計算をいたしますときには、大体におきましては、いろいろな条件でござります。

○森八三二君 私はあとのほうでおつしやいました前年の近代化資金にして、公庫資金にしても、融資の実績と、いうものを考えて、今後の趨勢をそれ以後に繰り込んでやつてしまつて、いろいろな前提条件も、公庫資金にしても、融資の実績と、いう程度と思うのです。それではほんと、うのくらいである、また農家の資金需要のくらいである、たまたまデータを基礎にしてやつておる次第でござります。

○森八三二君 私は農業基本法の進行に伴つて、從来の実績を勘案いたしまして、公庫の資金にいたしましても、ことしの貸し出しの状況はどうであるとか、たとえばあるものは非常に需要が多くて、年度なれば他から、たとえば予備費から流用しなければならなかつた、あるいはものによつては、なかなか消化されないといふふうな箇定されているのか。これは三十八年度一年度だけでもいい。本来ならば私は農業基本法の進行に伴つて、少なからぬはずですね。それは一体どういふふうに算定されているのか。これは三十八年度一年度だけでもいい。本来ならば私は農業基本法の進行に伴つて、少なからぬはずですね。それは一体どういふふうに算定されているのか。これは三十八年度一年度だけでもいい。本来ならば私は農業基本法の進行に伴つて、少なからぬはずですね。それは一体どういふふうに算定されているのか。これは三十八年度一年度だけでもいい。本来ならば私は農業基本法の進行に伴つて、少なからぬはずですね。それは一体どういふふうに算定されているのか。これは三十八年度一年度だけでもいい。どのよ

立って考えなければいかぬのだ。公庫の前年の実績から申しましても、公庫のほうは予算がきまつておるでしょ。だから、申し込んでもむだだといえども、初めから数字に乗つてこないので、実績には。そういうものを前提に考えたのでは、これは農業金融にこたえておるとはいえない。需要にこたえておるというわけではないのです。だから、実績というものが、これは事実ですけれども、それが需要の実態を物語つておるかというと、必ずしもそうではないということが多いと思う。ですから、実績と云ふことは非常にむずかしいことではあるにいたしましても、いろいろな前提条件があつて狂いが生じやすいことではあるにいたしましても、可能な知恵をしほつて、その時点における、ますます確信の持てるという基礎に立つて、かくあるべきだという数字が出てこないことに、これはおかしいという感じがするのですが、そういうそろばんには、どうもこの計画は立つておらぬ、こう思うのです。そのことは非常に遺憾だとと思うのですが、それについて将来を処理するということが出来ませんか。私は、そういうことでなればいかぬような気がするが……。

〔理事青田源太郎君退席、委員長

○政府委員(松岡亮君) それは先生の着席

おつしゃることはごもっとものでござります。私もそう思うのでございまさが、技術的な手段がなかなか整わぬ、こう申し上げたらいかと思うのであります。

と申しますのは、通産省は、事業設備資金の利用というようなものをいろいろな会社から、会社のほうは計画が立てておるとしておりますので、毎年度の産業設備資金需要というものを推定いたしております。しかしこれも、大体大企業に偏したものでございますが、ところが農業の場合には、たとえば土地改良資金需要というようなものは、むしろ政府の土地改良事業計画が、そこらが農業の場合には、たとえば来年度どれだけやるかという事業計画から、われわれとしては算定せざるを得なくなつておるわけです。それから、そのほかのものについても、農林公庫の場合には、いろいろな事業計画から推算している。それに前年の実績等を加味して出してくれるわけです。農家の自身の需要というものは、これはちょっと把握が非常に困難である。会社に報告用紙を配つて報告してもらうといふやうなわけにはなかなか参りませんので、そういう方法による需要の把握といふことはなかなかむずかしいでござります。近代化資金のほうは、結局県の組織を通じまして、大体その県においては、どのくらいの来年度の需要があるかということを一応の算定をしてもらつて、それを積み上げていく、こうございます。非常にごもっともなこととてございますが、現在の段階においては、なかなか困難である。やっているのは積み上げ方式で実績を参考し、事業計画を見て積算していく、こういうことでござります。

○森八三一君 その政府の事業計画といふのは、これは生産者の希望に基づく事業計画でなく、国家財政の都合から、全体の割り振りの関係で、まず定めたとしておりま

す。その点は、そういうことで、策定されただといふことを希望しておきます。その点は、そういうことで、策定されただといふことを希望しておきます。それで金利がいろいろありますね、どういう根拠から、こういう金利が出てくるのですか。

○政府委員(松岡亮君) これは、大体におきまして、一応いろいろな試算をやって、生産費なりあるいは耐用命数によって、これはもちろん千態万様であります。しかし、いろいろな調査の結果に基づいて試算をいたして出しているわけでございますが、ただ、同じ畜産なら畜産にしても、非常に経営の態様が複雑であります。ほかの作目との組み合わせもいろいろあるわけでござりますが、畜産の部門だけ取り上げまして、それでその事業は成功するというような試算からきたものではなくて、公庫の原資をまず押えておいて、利回





るが、そつがこんがらがつちまつて、どうも幾らの価値があるというとのほうが先にいつしまつて、収益とついて指向されておるよう思ふんです。だから、何らの交渉もしております。せんというのじやなしに、農林省としてはその固定資産税の評価について、十分収益換算の角度において評価をすべきであるということを強くひとつ申し入れてやつしてもらわぬと、今度評価のほうでかえることが、便乗される危険を強く感ずる。こういうことなんですね。やつておりませんといふのじゃ非常に残念です。やりなさいと言つておるのであります。そこはどうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) 固定資産税の評価がえの問題については、あるいは

農政局長から答えていたたひうがよろしいかと思いますが、私から少な

くとも言えますことは、課税標準とな

ります価格は、収益還元価格と、それ

から別に時価といふもの、これは妥当で

あるかどうかといふことは別問題です

が、時価、技術的にはその二つしかな

いと思ふんです。農地担保にされまし

た場合の評価額といふものは、これは

課税標準としては採用できないもの

だ、こういふふうに考えております

し、万一般省がそういうようなことを

言ひ、これを使ひような態度が見ら

れるならば、それはもちろん、農林省

としては全面的に反対することになる

と、かように考へております。

○森八三一君 その点は經濟局長の担当でなくって農政局長の担当であります

すれば、局長もいらっしゃいますの

で、よくお聞きですから、自治省が案を作つてしまつてからそれに小言を言つたというのには、これは手おくれで、何うといふことは、これは手おくれで、何うといふことです。法律でも、できちまうと、それに文句を言つたつて直らぬ同じことなんで、できる前に問題を解決していくことが、やっぱり親切なやり方だと思うんですよ。できましたと、だれでもげたはいちゃつて、同じことを直すということは容易なこと

で、よくお聞きですから、自治省が案を作つてしまつてからそれに小言を言つたといふことです。法律でも、できちまうと、それに文句を言つたつて直らぬ同じことなんで、できる前に問題を解決していくことが、やっぱり親切なやり方だと思うんですよ。できましたと、だれでもげたはいちゃつて、同じことを直すということは容易なこと

で、よくお聞きですから、自治省が案を作つてしまつてからそれに小言を言つたといふことです。法律でも、できちまうと、それに文句を言つたつて直らぬ同じことなんで、できる前に問題を解決していくことが、やっぱり親切なやり方だと思うんですよ。できましたと、だれでもげたはいちゃつて、同じことを直す

ことの結果であろうと思ひますけれどもね。実際の動きはそうなつておる、親切なやり方だと思うんですよ。できましたと、だれでもげたはいちゃつて、同じことを直す

ことの結果であろうと思ひますけれどもね。実際の動きはそうなつておる、親切なやり方だと思うんですよ。できましたと、だれでもげたはいちゃつて、同じことを直す